

判定

所得計算表

(表)

【参考例家族構成】

両親、本人の他に、扶養している兄弟が2名（3人兄弟）を想定して計算。

※所得・課税（非課税）証明書を確認しながら記入してください。

【手順】

- 親①・親②の所得要件算定基準額を計算する。
計算については、表-1の算定式にあてはめて計算し、合算する。
※1人の場合は、親①のみ計算する。
- 1で求めた父母の所得要件算定基準額の合算額を、表-2の収入基準額と比較する。

1 所得要件算定基準額を算定する

提出書類（4）の所得・課税（非課税）証明書を見ながら記入・計算してください。

◆ 裏面手順1～3の計算を実施する。非課税の場合は、所得要件算定基準額を0円とする。

(1)親①の所得要件算定基準額

課税標準額		市町村民税調整控除額			
2,500,000	円	×	6%	—	4,500
					円
				=	148,500
					円 (あ)
(あ)	—	多子控除額		—	ひとり親控除額
		40,000	円		円
				=	108,500
					円 (い)
(い)	—	私立自宅外控除		=	108,500
		円			円 (父の所得要件算定基準額)

(2)親②の所得要件算定基準額

課税標準額		市町村民税調整控除額			
1,000,000	円	×	6%	—	1,500
					円
				=	58,500
					円 (母の所得要件算定基準額)

(3)親①②の所得要件算定基準額合計

父の所得要件算定額		母の所得要件算定額			
108,500	円	+	58,500	円	=
					167,000
					円
					※100円未満切り捨て
					(世帯の所得要件算定基準額)

2 収入基準と比較する（表2を見ながら）

世帯の所得要件算定基準額		収入基準額		
167,000	円	≤	381,500	円
				※収入基準を下回っていることが条件となります。

表-1 所得要件算定基準額-算定式

手順1	課税標準額×6%－市町村民税調整控除額…(あ)
手順2	(あ)－多子控除(注1)－ひとり親控除(注2)…(い)
手順3	在学者の場合 (い)－私立自宅外控除(入学時に申請する場合は適用されません)(注3)
手順1～手順3にて算出した額 ⇒ 所得要件算定基準額(100円未満は切り捨て)	

(注1) 生計維持者が2人を超える子どもを扶養している場合、2人を超える子ども1人につき40,000円を控除します。

例) 「申込者本人」、「大学生の兄」及び「中学生の妹」を扶養している場合の控除
(3-2)人×40,000円=40,000円

(注2) ひとり親世帯に該当する場合に40,000円を控除します。

(注3) 大学等に在学している者が申請する場合において、申請者が私立の大学・短期大学・専修学校(専門課程)に在籍し自宅外通学の場合に22,000円を控除します。

表-2 基準額

貸与	381,500円以下
給付	189,400円以下